

「小規模生活単位型指定短期入所生活介護」

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 高秀苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(八尾市指定 第 2775502236 号)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 29 年八尾市条例第 57 号）の規定に基づき、指定短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について
2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
3. 提供するサービスの内容及び費用について
4. その他の費用について
5. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について
6. サービスの提供にあたって
7. 虐待の防止について
8. 身体的拘束等について
9. 秘密の保持と個人情報の保護について
10. 緊急時の対応方法について
11. 事故発生時の対応方法について
12. 心身の状況の把握
13. 居宅介護支援事業者等との連携
14. サービス提供の記録
15. 非常災害対策
16. 衛生管理等
17. 業務継続計画の策定等について
18. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等
19. 短期入所生活介護サービス内容の見積もりについて
20. サービス提供に関する相談、苦情について
21. サービスの第三者評価の実施状況について
22. 重要事項説明の年月日

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 久義会
代表者氏名	理事長 田中 高夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府八尾市桂町5丁目11番6号 072-922-5355
法人設立年月日	平成16年2月23日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホーム高秀苑
介護保険指定 事業所番号	八尾市 2775502236号
事業所所在地	大阪府八尾市桂町五丁目11番6号
連絡先 相談担当者名	電話 072-922-5355 fax072-922-6222 生活相談員 元山 明枝
通常の実施地域	八尾市、東大阪市、柏原市
利用定員	9名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居住における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、適切な指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が主体性と尊厳をもって、安心して快適な生活を送ることが出来る「住まい」・生活に関わるすべてのスタッフのチームワークによる適切で整合性のある「日常生活援助」を提供します。

(3) 事業所の職員体制

管理者	施設長 山下 聡理
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。 	常勤 1名 特別養護老人ホームと兼務
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 	1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	1名 特別養護老人ホームと兼務
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。 	3名 特別養護老人ホームと兼務
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。 	4名
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	1名 特別養護老人ホームと兼務
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な栄養管理を行います。 	1名 特別養護老人ホームと兼務

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
併設型ユニット型	個室	要介護1	704	7,427円	743円	1,486円	2,229円
		要介護2	772	8,144円	815円	1,629円	2,444円
		要介護3	847	8,935円	894円	1,787円	2,681円
		要介護4	918	9,684円	969円	1,937円	2,906円
		要介護5	987	10,412円	1,042円	2,083円	3,124円

(4) 連続61日以上短期入所生活介護を行った場合（介護保険を適用する場合）について

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
併設型ユニット型	個室	要介護1	670	7,068円	707円	1,414円	2,121円
		要介護2	740	7,807円	781円	1,562円	2,343円
		要介護3	815	8,598円	860円	1,720円	2,580円
		要介護4	886	9,347円	935円	1,870円	2,805円
		要介護5	955	10,075円	1,008円	2,015円	3,023円

- ※ 利用料については、端数処理の関係上、若干の差異が生じます。
- ※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。
- ※ ユニット型においては、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、上記金額の97/100となります。
- ※ 連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から1日につき利用料が316円(利用者負担:1割32円、2割64円、3割95円)減算されます。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いているいない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。
- ※ 短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練体制加算	12	126円	13円	26円	38円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	137円	14円	28円	42円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	189円	19円	38円	57円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	158円	16円	32円	48円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	211円	22円	43円	64円	1日につき
送迎加算	184	1,941円	195円	389円	583円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	949円	95円	190円	285円	1日につき(7日間を限定)
療養食加算	8	84円	9円	17円	26円	1回につき(1日3回を限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	232円	24円	47円	70円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数〔※〕の 140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	・1月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地10.55円)を含んでいます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の当日までご連絡のない場合	当日の利用料金の10%を請求いたします。(自己負担相当額)
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食費	朝食385円、昼食530円、夕食530円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。利用期間中に摂取された食事の合計金額を請求させていただきます。また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。(1食当り 食材料費及び調理コスト)	
④ 居住費	2,066円(1日当り)運営規程の定めに基づくもの	
⑤ 理美容代	2,200円～ 業者の出張によるサービスです。実施内容により料金の変更があります。	
⑥ クラブ活動費	実費	
⑦ その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。	

※ 居住費と食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ 事業者は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、ご利用者に対して説明を行い、同意を得た上で、当該利用料を相当額に変更できるものとします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月の末日締め金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて、利用月の翌月に、ご利用者あてにお届けします。</p>
② 利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 利用した日数と照合のうえ、請求後10日以内に下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み 大阪シティ信用金庫 八尾北支店 普通 7450492 名義：社会福祉法人久義会本部会計 理事長 田中 高夫</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- ※ 銀行引き落としによる支払いも可能です。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。料金は退所日までの日数を基準に計算します。
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・入所日又は入所中の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与えたり、著しい迷惑行為があった場合

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員	元山 明枝
-------------	-------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う</p>

	ものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話 勤 務 先	
【主治医】	医療機関名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（事務 縄稚 和彦）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）

16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

19 短期入所生活介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定短期入所生活介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

日 数	基本 利用 料	サ ー ビ ス 内 容							介 護 保 険 適 用 の 有 無	利用料	利用者負担額
		機 能 訓 練 体 制 加 算	夜 勤 職 員 配 置 加 算 (Ⅱ)	送 迎 加 算	緊 急 短 期 入 所 受 入 加 算	療 養 食 加 算	サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅰ)	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 (Ⅰ)			

その他の費用

① 送迎費の有無	重要事項説明書 4-①記載のとおりです。
② キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
③ 食費	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。
④ 居住費	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。
⑤ 理美容代	重要事項説明書 4-⑤記載のとおりです。
⑥ クラブ活動費	重要事項説明書 4-⑥記載のとおりです。

(2) 1ヶ月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

○苦情解決責任者 山下 聡理

[職名] 施設長

○苦情受付窓口 元山 明枝

[職名] 生活相談員

また、意見箱・苦情箱を玄関口に設置しています。

(2) 苦情受付の報告・確認

相談、苦情に関する常設窓口として、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いております。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情又は相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するよう、状況の聞き取り等を実施し、事情の確認を行います。

苦情受付担当者は、把握した状況を施設長とともに検討を行い、対応を決定いたします。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（結果報告に時間を要する場合は、その旨をご利用者またはそのご家族へ連絡いたします。）

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。(06-6191-3130)

(5) 事業所・行政機関その他苦情受付機関

【事業所の窓口】 社会福祉法人 久義会 特別養護老人ホーム 高秀苑	所在地 八尾市桂町五丁目 11 番 6 号 電話番号 072-922-5355 FAX 番号 072-922-6222 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
【市町村の窓口】 八尾市地域福祉部高齢介護課	所在地 八尾市本町 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 072-924-9360 FAX 番号 072-924-1005 受付時間 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通 FN ビル 電話番号 06-6949-5418 FAX 番号 06-6949-5417 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
【公的団体の窓口】 大阪府福祉部高齢介護室	所在地 大阪市中央区大手前 2-1-22 電話番号 06-6944-7203 FAX 番号 06-6944-6670 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

21 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成 24 年 9 月 24 日～12 月 21 日
実施した評価機関の名称	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター
評価結果の開示状況	WAM NET にて開示

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「八尾市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年八尾市条例第 57 号）」の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	八尾市桂町 5 丁目 11-6
	法人名	社会福祉法人 久義会
	代表者名	理事長 田中 高夫
	事業所名	特別養護老人ホーム 高秀苑
	説明者氏名	生活相談員 元山 明枝

内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	